

保険金・給付金の ご請求について

保険金・給付金を「もれなく・スムーズに」ご請求いただくために、ご請求手続や、保険金・給付金をお支払いする場合の代表的な事例をご案内します。

ご契約の際にお渡しした「ご契約のしおり 約款」とあわせてご覧ください。

-
- | | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | 保険金・給付金のご請求の流れ | P 1 |
| 2 | 保険金・給付金などをもれなくご請求いただくには | P 3 |
| 3 | 保険金等をお支払いできない場合があります | P 5 |
| 4 | お支払いする場合・お支払いできない場合の具体的事例 | P 6 |
-

ご契約内容・ご請求手続きに関するお問い合わせは

お客さまサービスセンター

0120-324-386【無料】

営業時間 平日9:15～17:00

携帯電話からもご利用いただけます。

1 保険金・給付金のご請求の流れ

お客さま

お手元に「保険証券」をご用意いただき、ご契約内容をご確認ください。

契約内容にご不明な点がある場合は、「ご契約のしおり 約款」を参照いただくか、当社お客さまサービスセンターまたは取扱代理店・担当者、最寄の三井住友海上営業課支社へお問合せください。

お客さま

お客さまサービスセンターまで、ご請求をお申し出ください。

受取人ご本人より当社へご連絡ください。当社より請求手続きのご案内および請求に必要な書類をお届けします。

お申し出に必要な事項

死亡保険金のご請求の場合

- ・保険証券番号 ・お亡くなりになられた日
- ・お亡くなりになられた原因（事故・病気）

入院給付金などのご請求の場合

- ・保険証券番号 ・今回請求対象となる被保険者 ・請求の原因（事故・病気）
- ・入院期間 ・手術名および手術日

その他の保険金・給付金等の請求の場合は別途必要事項をお伺いいたします。受取人が請求手続きできない特別な事情がある場合は「代理請求」が可能な場合がありますのでお問い合わせください。

お客さま

請求手続きに必要な書類をお取り揃えください。

診断書など必要な書類をご準備いただき、所定の書類に必要事項をご記入いただいた上で、当社保険金グループまたは取扱代理店へご提出ください。

診断書や公的書類などの取得費用はお客さまのご負担となりますのであらかじめご了承ください。

きらめき生命

ご提出いただいた書類をもとに、お支払い手続きをいたします。

必要な書類が当社保険金グループに到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払い手続きをいたします。

請求書類に不足や不備のある場合は、ご連絡いたします。その場合は書類が完備してからのお支払いとなります。

当社が必要と認めた場合、「事実の確認」を行うことがあります。その場合は事実の確認の完了後のお手続となります。

契約の約款の規定により保険金・給付金をお支払いできない場合がございます。その場合は当社または取扱代理店よりご説明申し上げます。

きらめき生命

ご指定の口座へお振込みいたします。また、お支払明細をお送りします。

「代理請求」ができる場合があります。

被保険者と保険金・給付金等の受取人が同一の場合で、その受取人が「請求することができない特別な事情」があるときに、あらかじめ条件を満たしたその受取人の「代理人」が請求することができる場合があります。

「請求することができない特別な事情」とは

たとえば...

被保険者（受取人）が障害や疾病により保険金などを請求する意思表示ができない場合
被保険者（受取人）がガンの告知を受けていないため、ガン保険などの請求ができない場合。

詳しいご請求手続きにつきましては、当社お客さまサービスセンターへお問い合わせください。

「事実の確認」をさせていただく場合があります。

ご請求の保険金・給付金の原因の発生（発病・受傷）から入院等に至る経緯、既往症・かかりつけの医療機関の有無などについて被保険者（受取人）ご本人および医療機関等へ直接ご確認させていただきます。その場合、事前に当社からご連絡の上、当社の委託会社の担当がお伺いします。

いただいた診断書や事故状況から詳細を確認する必要がある場合に「事実の確認」をさせていただくことがあります。

たとえば...

事故の状況が不明の場合。
契約から早期の発病・入院等の場合
入院中の治療の内容が不明確である場合

通常、事実の確認には2週間～1ヶ月程度のお時間をいただいておりますが、確認先の医療機関の都合によっては確認期間が長期に及ぶことがあります。

事実の確認の結果、お支払事由に該当しないことが判明した場合は、保険金・給付金をお支払いできません。医療機関へのご確認等にご協力をいただけない場合は、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

2 保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくには

保険証券をご用意いただき、被保険者について次の事例に該当しないかご確認ください。保険金等のお支払いや保険料の払込免除ができる場合があります。

なお、お支払いにはいくつかの条件がございます。次の事例に当てはまる場合でもお支払いできないことがありますので、詳細につきましては必ずお手持ちの「ご契約のしおり 約款」にてご確認ください。

「該当するのでは？」と思われる場合、ご不明な点につきましては、お客さまサービスセンターへお問い合わせください。

複数の契約にご加入されていませんか？

契約者が異なる契約がある。
加入時期や担当代理店が異なる契約がある。
ご家族として保障される（家族型・夫婦型・親子型）契約がある。
勤務先等で**団体保険**に加入している。

これらのご契約からも保険金や給付金をご請求いただける場合があります。

ご病気・ケガの場合 入院給付金以外にもご請求いただけるものはありますか？

1 手術を受けた

保険約款記載の
「対象となる手術および手術給付割合表」
に記載された手術を受けた。

対象となるのは

疾病入院特約 新疾病入院特約
手術給付特約（医療保険）
新医療保険

2 通院をした

（給付金の支払対象となる入院の）
退院後に通院した。

ケガで通院した。

対象となるのは

通院特約 新通院特約

こども医療特約

3 三大疾病にかかった

がん（悪性新生物）
急性心筋梗塞
脳卒中
の三大疾病のいずれかにかかった。

対象となるのは

特定疾病保障保険
成人病入院特約 新成人病入院特約
三大疾病入院特約 新三大疾病入院特約
女性疾病入院特約 新女性疾病入院特約
女性・新女性疾病入院特約については悪性新生物のみが対象となります。

保険料の払い込みが不要になる場合があります！

総合収入保障保険 保険料払込免除特約

4 余命6ヶ月以内と診断された

余命が6ヶ月以内であると診断された。

対象となるのは

リビング・ニーズ特約

5 約款に定める障害状態となった

思わぬ事故により

- ・耳が聞こえなくなった。
- ・片半身が完全に麻痺してしまった。
- ・手や足を切断した。 など

対象となるのは

傷害特約 新傷害特約

保険料の払い込みが不要になる場合があります！

こども保険は契約者の障害状態にて判断します。

病気や思わぬ事故により
寝たきり 認知症 などで
要介護状態となった。

対象となるのは

総合収入保障保険
介護保障特約 新介護保障特約

病気や思わぬ事故により
特定障害状態となった。

総合収入保障保険

保険料の払い込みが不要になる場合があります！

保険料払込免除特約

6 約款に定める高度障害状態となった

病気や思わぬ事故により、

- ・両目がまったく見えなくなった。
- ・言葉が話せなくなった。
- ・両手や両足を切断した。
- ・寝たきり状態となり、終身介護が必要となった。 など

対象となるのは

終身保険 定期保険 総合収入保障保険
収入保障保険 養老保険 こども保険
特定疾病保障保険 死亡保障特約

こども保険は契約者の障害状態にて判断します。

保険料の払い込みが不要になる場合があります！

医療保険 新医療保険
ガン保険 新ガン保険 個人年金保険

お亡くなりになった場合 死亡保険金以外にもご請求いただけるものはありませんか？

請求していない
入院や手術・通院がある。

対象となるのは

疾病入院特約 新疾病入院特約
災害入院特約 新災害入院特約
成人病入院特約 新成人病入院特約
女性疾病入院特約 新女性疾病入院特約
医療保険 新医療保険
ガン保険 新ガン保険

病名を告知されていなかった
意思能力がない等の理由があって
請求できなかった給付金がある。

3 保険金等をお支払いできない場合があります

ここでは、代表的な事例をご説明します。保険種類・加入時期等によって取扱いが異なる場合がありますので、実際のご請求の際には、契約（特約）内容・保険約款を必ずご確認ください。

支払事由に該当しない場合

約款では、「どういう場合に保険金・給付金をお支払いできるか」を定めています。それを「支払事由」といいます。

支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

具体例（ご契約内容によって異なります）

当社が保障を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする
高度障害保険金や入院給付金など
約款に定める事由に当てはまらない入院や障害状態
・入院された日数が約款に定めた日数に満たない場合
・入院給付金を約款に定めた支払日数の限度まで既にお支払いしている場合
・治療をとらなわれない入院の場合
約款に定める要件に当てはまらない手術

具体的事例

P 6 ~ 10

免責事由（支払事由に該当してもお支払いできない事由）に該当した場合

約款では、支払事由とは別に「お支払いできない事由」を定めています。これに該当した場合は、保険金・給付金をお支払いできません。

具体例（ご契約内容によって異なります）

当社が保障を開始したときから所定の期間内での自殺
受取人の故意による支払事由の発生

具体的事例

P 10

告知義務違反による解除の場合

契約時の健康状態に関する告知内容がお客さまの故意または重大な過失により事実と相違する場合は、契約は告知義務違反により解除となり、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。

具体的事例

P 10

重大事由による解除、詐欺・不法取得目的による無効の場合

重大事由による解除、詐欺・不法取得目的による無効の場合は、保険金・給付金のお支払いはできません。

具体例

「保険金や給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき」などの重大事由で契約が解除となった場合
保険契約について詐欺行為・保険金の不法取得目的での行為があり契約が無効となった場合

4 お支払いする場合・お支払いできない場合の具体的事例

事例 入院給付金のお支払い（責任開始期前の発病）

お支払いする場合

契約後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院したとき。



お支払いできない場合

契約前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、契約後に悪化し入院したとき。



入院給付金等は、契約（特約）の当社が保障を開始した日以後に発病・発生した疾病または不慮の事故による傷害を原因とするものがお支払いの対象となります。したがって、その原因が当社が保障を開始した日前に発病・発生したものである場合には、お支払いすることはできません。

なお、契約（特約）により、当社が保障を開始した日から一定期間経過後はそれ以前に発病・発生した疾病または不慮の事故による傷害を原因とするものでもお支払いする場合があります。

事例 入院給付金のお支払い（支払限度日数の超過）

1回の入院に対して支払われる限度日数が120日で、退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については1回の入院とみなすこととなっているタイプの契約においてご説明します。

お支払いする場合

、「大腸癌」で130日間入院し、退院から200日後に再び同じ「大腸癌」で90日間入院したとき。

1回目の入院は120日分、2回目の入院は90日分お支払いいたします。

お支払いできない場合

「大腸癌」で130日間入院し、退院から100日後に再び同じ「大腸癌」で90日間入院したとき。

1回目の入院は120日分お支払いいたしますが、2回目の入院は1回目と通算される結果、支払日数の限度（120日）を超過することになるので、お支払いできません。

契約（特約）により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められている場合は、その日数を超えた入院については、給付金はお支払いできません。

なお、契約によっては、いったん退院し一定期間内に再入院した場合、1回の入院とみなし入院日数を通算することがあります。

医学上重要な関係にある一連の疾病は病名を異にするときであっても、同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

事例

手術給付金のお支払い（支払対象となる手術）

お支払いする場合

支払対象となる手術を受けた場合。

- ・虫垂炎による虫垂切除術
- ・胃癌による根治術（胃の切除）
- ・交通事故による右大腿骨骨折の観血手術 など

お支払いできない場合

支払対象とならない手術を受けた場合。

- ・皮膚の良性腫瘍の摘出術
- ・診断・検査（生検 せいけん、腹腔鏡検査など）のための手術
- ・吸引・穿刺 せんし などの処置および神経ブロック など
- ・被保険者自身の病気やケガの治療を目的としない手術（美容整形・臓器提供など）

手術給付金については、約款において「対象となる手術及び手術給付割合表」を定めており、そのいずれにも該当しない手術を受けた場合には、給付金はお支払いすることはできません。

手術給付金の支払事由は、保険種類等により異なる場合がありますので、具体的な事例につきましては、お客さまサービスセンターへお問い合わせください。

約款記載の一例 ～新疾病入院特約条項より（ご契約内容によって異なります）

別表4 対象となる手術および手術給付割合表

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	疾病入院給付日額に対する倍率	手術番号	手術の種類	疾病入院給付日額に対する倍率
皮膚・乳房の手術			消化器の手術		
1.	植皮術(25cm ² 未満は除く。)	20	26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
2.	乳房切断術	20	27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
筋骨の手術(抜釘術は除く。)			28.	食道離断術	40
3.	骨移植術	20	29.	胃切除術	40
4.	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	20	30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20
5.	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	20	31.	腹膜炎手術	20
6.	鼻骨観血手術(鼻中隔弯曲症手術を除く。)	10	32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	20	33.	ヘルニア根本手術	10
8.	脊椎・骨盤観血手術	20	34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10	35.	直腸脱根本手術	20
10.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	20	36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	20
11.	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	20	37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	10
12.	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	10	尿・性器の手術		
13.	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	10	38.	腎移植手術(受容者に限る。)	40
⋮			39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
			40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
			⋮		

手術給付金の支払対象となる手術と支払対象とならない手術の例

以下は手術給付金のお支払対象となる手術・お支払対象とならない手術について、お問い合わせの多い手術の一例です。

ご契約の内容によりお支払対象となる手術が異なる場合があります。必ずご契約内容をご確認ください。

手術の種類	支払対象となる手術の例	支払対象とならない手術の例
皮膚・乳房の手術	植皮(しょくひ)術(植皮面積25cm ² 以上) 乳房切断術 乳腺全摘出術	皮膚良性腫瘍摘出術 粉瘤(ふんりゅう)(アテローム)摘出術 外傷による縫合(創傷処理) 乳腺部分摘出術 乳房良性腫瘍摘出術
筋骨の手術	骨移植術 骨折観血的整復固定術(手指・足指以外) 下顎のう胞摘出術 椎弓(ついきゅう)固定術 人工関節置換術 腱鞘(けんしょう)切開術 アキレス腱縫合術	抜釘(ばってい)術 単なる抜歯・インプラント 骨折徒手整復術 鼻中隔弯曲(びちゅうかくわんきょく)症手術 骨折観血的整復固定術(手指・足指) 巻き爪の手術
呼吸器・胸部の手術	慢性副鼻腔炎根本手術 喉頭全摘術 肺切除術 縦隔(じゅうかく)腫瘍摘出術	鼻茸(はなたけ)摘出術 扁桃腺(へんとうせん)切除術
循環器・脾の手術	内シャント形成術 下肢静脈瘤根本手術 人工血管バイパス術 体内ペースメーカー埋め込み術	下肢静脈瘤結紮(けっさつ)術 下肢静脈瘤硬化療法
消化器の手術	腹膜炎手術 胆のう摘出術 ソケイヘルニア根本術 虫垂切除術 痔ろう・痔核・脱肛根本手術	肛門ポリープ切除術 肛門周囲膿瘍切開術 痔核血栓摘出術 痔核硬化療法
尿・性器の手術	前立腺切除術 子宮全摘術 子宮円錐(えんすい)切除術 子宮頸管縫縮術 帝王切開術 卵巣のう腫切除術	包茎手術 陰のう水腫穿刺(せんし) 子宮腔部焼灼(しょうしゃく)術 膣壁裂創縫合術 卵管結紮(けっさつ)術 子宮頸管ポリープ切除術
内分泌器の手術 神経の手術	甲状腺摘出術 開頭クリッピング 神経縫合術 椎間板ヘルニア切除術	神経ブロック
感覚器・視器の手術	眼瞼下垂(がんけんかすい)症手術 白内障によるレンズ挿入術 網膜光凝固術 斜視手術	結膜下異物除去術 さかさまつげの手術 結膜下、角膜、強膜等の異物切除術
感覚器・聴器の手術	鼓室(こしつ)形成術	鼓膜チューブ挿入術 鼓膜切開術
上記以外の手術	衝撃波による体内結石破碎術 大腸ポリープ切除術 経皮的冠動脈形成術 胸腔(きょうくう)ドレナージ	カテーテルによる薬剤注入 冠動脈造影 生検術 吸引、穿刺(せんし)などの処置

* 表に記載されている手術でも、ファイバースコープ(内視鏡)等を使用した場合は、手術番号87「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」に該当する場合があります。

* 60日に一回の給付となる手術があります。

事例

入院給付金のお支払い（支払事由に該当しない入院）

お支払いする場合

ガン保険の契約にて、腫瘍の摘出のために入院し、摘出した腫瘍が病理組織学的所見(生検)によりガンと診断確定されたとき。

お支払いできない場合

ガン保険の契約にて、腫瘍の摘出のために入院し、摘出した腫瘍は良性のポリープであったとき。

保険金・給付金は、「どういう場合に保険金・給付金をお支払いできるか」を定めています。それを「支払事由」といいます。

例えば、ガン保険においては、「ガンを直接の原因とし、ガンの治療を目的とした入院であること」が「支払事由」です。よって、ガンの治療を目的としない入院はお支払対象外となります。

事例

高度障害保険金のお支払い（支払事由に該当する障害状態）

お支払いする場合

契約後に発病した「脳梗塞」によって全身の機能が低下し、食事の摂取・排泄や排泄の後始末、衣服の着脱・起居・歩行・入浴の全てにおいて自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがないとき。

お支払いできない場合

契約後に発病した「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末・歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱・起居は自力で行えるとき。

高度障害保険金は、責任開始期以降に発生した障害または疾病を原因として約款に定める障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款に定める障害状態に該当しない場合にはお支払いすることはできません。

なお、高度障害保険金の支払対象となる約款に定める障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例

災害死亡保険金のお支払い（「お支払いできない事由」への該当）

お支払いする場合

被保険者の不注意

被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡したとき。

軽度の酒酔い状態での事故

酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡したとき。

お支払いできない場合

被保険者の重大な過失

被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡したとき。

泥酔状態を原因とする事故

泥酔して道路上で寝込んでいるところ車にはねられて死亡したとき。

保険金・給付金は、お支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合にはお支払いすることはできません。

事例

死亡保険金のお支払い（告知義務違反による解除）

お支払いする場合

契約前の「高血圧症」での通院について、告知書で正しく告知したうえで特別条件付（保険料の上乗せ）で加入し、その1年後に高血圧を原因とする「脳内出血」で死亡したとき。

お支払いできない場合

契約前の「高血圧症」での通院について、正しく告知せずに加入し、その1年後に高血圧を原因とする「脳内出血」で死亡したとき。

契約の際には、被保険者は健康状態について正確に告知していただく義務があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、契約は解除となり、保険金等をお支払いすることはできません。

ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いします。

【ご注意】

1つの事例で「お支払いする場合」に該当しても、別の事例で「お支払いできない場合」に該当する場合には保険金等をお支払いできません。また、実際のご契約でのお取り扱いについては、必ず保険証券や約款をご確認ください。

インターネットホームページサービス (<http://www.ms-kirameki.com>)

当社インターネットホームページ上で保険金等のご請求をお申し出
いただくことができます。(お申し出受付後、請求書類を送付させて
いただきます。)

また、入院・手術・通院給付金の請求については、請求書類を直接お
取り出しいただけます。

死亡保険金一部支払サービス

葬儀費用などの緊急の資金としてご用立ていただくために、簡易なお
手続きで、最高300万円までの死亡保険金を当社本店に書類が到着
した日の翌営業日にお振込みさせていただきます。

(お取扱いには所定の条件がありますのでお問合せください。)

ご不明な点がございましたら、お客さまサービスセンターまたは取扱代理店、最寄の三井住友海上営業課支社へ
お問合せください

三井住友海上きらめき生命保険株式会社
〒101-8458 東京都千代田区神田錦町 3-11-1

